

## 第25回中央区長杯サッカー大会（要項）

1. 名称 中央区長杯サッカー大会
2. 主催 中央区少年サッカー育成実行委員会
3. 後援 中央区役所、福岡市教育委員会
4. 協賛 モルテン
5. 主管 中央区少年サッカー育成実行委員会
6. 期日 平成24年12月9・15・16日 平成25年1月19日  
平成25年1月20日……優勝戦及び三位決定戦
7. 会場 舞鶴球技場
8. 参加資格
  - ① 中央区少年サッカー育成実行委員会会則第5条により本会に加盟した団体のチーム、及び中央区内に所属する少年チーム、並びに中学校チームで、スポーツ団体傷害保険等に参加していること。
  - ② 各チーム共常時指導している指導者又は、保護者が同伴引率のこと。
  - ③ チームの編成は、一チーム20名までとする。
9. 参加チーム
  - § 少年
    - U-12グループ7チーム  
FCCF、YMCA、小笹、大名、けご、笹丘、トレーヴォ
  
    - U-10グループ8チーム  
FCCF、YMCA、小笹、大名、けご、笹丘、トレーヴォ  
当仁・福浜
  - § 中学校8チーム  
平尾、春吉、当仁、泰星、附属、警固、舞鶴、大濠
  - § 女子 チーム（予定）
10. 参加費 各グループとも一チーム5,000円
11. 表彰 優勝チーム……区長杯、賞状  
2位、3位 ……トロフィー、賞状
12. 競技規則及び試合方法
  - ① 協議規則は、平成24年度日本サッカー協会競技規則による。
  - ② 試合時間（予選）は、U-12グループ30分・中学校は50分、  
U-10グループは30分、女子は30分とする。  
（決勝）は、U-12グループ・中学校は50分、U-10グループは30分とする。
  - ③ 試合方法は、U-12は総当たり戦とし、U-10はグループリーグ戦とする。  
  
中学校については、顧問者会において試合方法を決定する。  
  
(1) リーグ戦は、勝ち点制とする。（勝ち3点、引分け1点、負け0点）  
但し、勝ち点と同じの時は得失点差、得失点差が同じの時は得点率（得点/失点）の大きい方を上位とする。  
尚、得点率も同じの時は、総失点の少ない方を上位とする。  
又、総失点と同じの時は、総得点の多い方を上位とする。  
(2) トーナメント戦は、時間内に勝敗が決しない時は、PK方式により次戦への進出チームを決定する。  
決勝戦は、時間内に勝敗が決しない時は10分間の延長を行なう。  
尚、勝敗が決しない時は、PK方式（6人目からサドンデス）により決定する。
  - ④ 組み合わせは、抽選により決定する。  
中学校については、顧問者会において決定する。
  - ⑤ 選手の交代は、無制限とする。
  - ⑥ (1) ユニホームは、正副2着持参すること。  
(2) 『スネあて』を必ず着用すること。
13. 試合運営
  - ① 競技部の指示のもと、各部協力して試合運営を行なう。
  - ② 会場担当チームは、当日の会場運営を行なう。又、他のチームも協力すること。
  - ③ 各チームの指導者は、第一試合の30分前までに本部に集合のこと。
  - ④ 当日雨天等の理由で中止が確実な場合は、会場担当者は直ちに競技部長に報告し、競技部長は速やかに各チームへ連絡のこと。
  - ⑤ 審判員は、必ず審判服を着用のこと。
14. その他
  - ① 大会中の事故・障害等についての処置は、各チーム又は、保護者にて対処すること。
  - ② 大会会場内外の立ち入りを禁止する。（校舎や花壇等）
  - ③ ゴミ（空き缶等）は、各チーム責任をもって持ち帰ること。
  - ④ 会場内は勿論、当該校地内でのタバコの喫煙は禁止する。